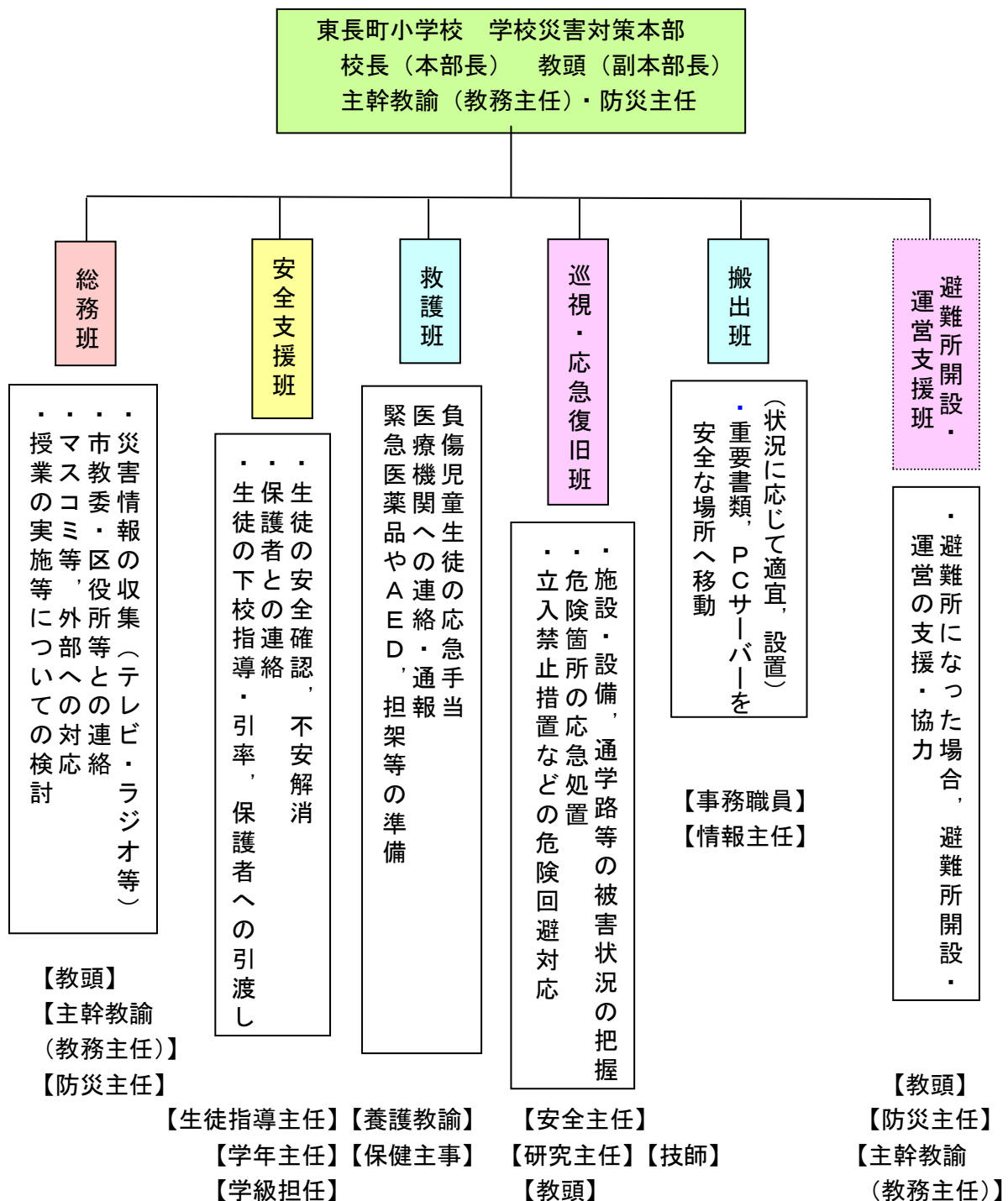


5 資料（組織・配備）

（1）災害対策本部の組織

児童生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な対応にあたる。



(2) 教職員の非常配備

平成30年4月3日
教職員非常配備計画

仙台市立東長町小学校教職員非常配備計画

※ 仙台市防災関係規定, 「非常配備等に関する要領」より

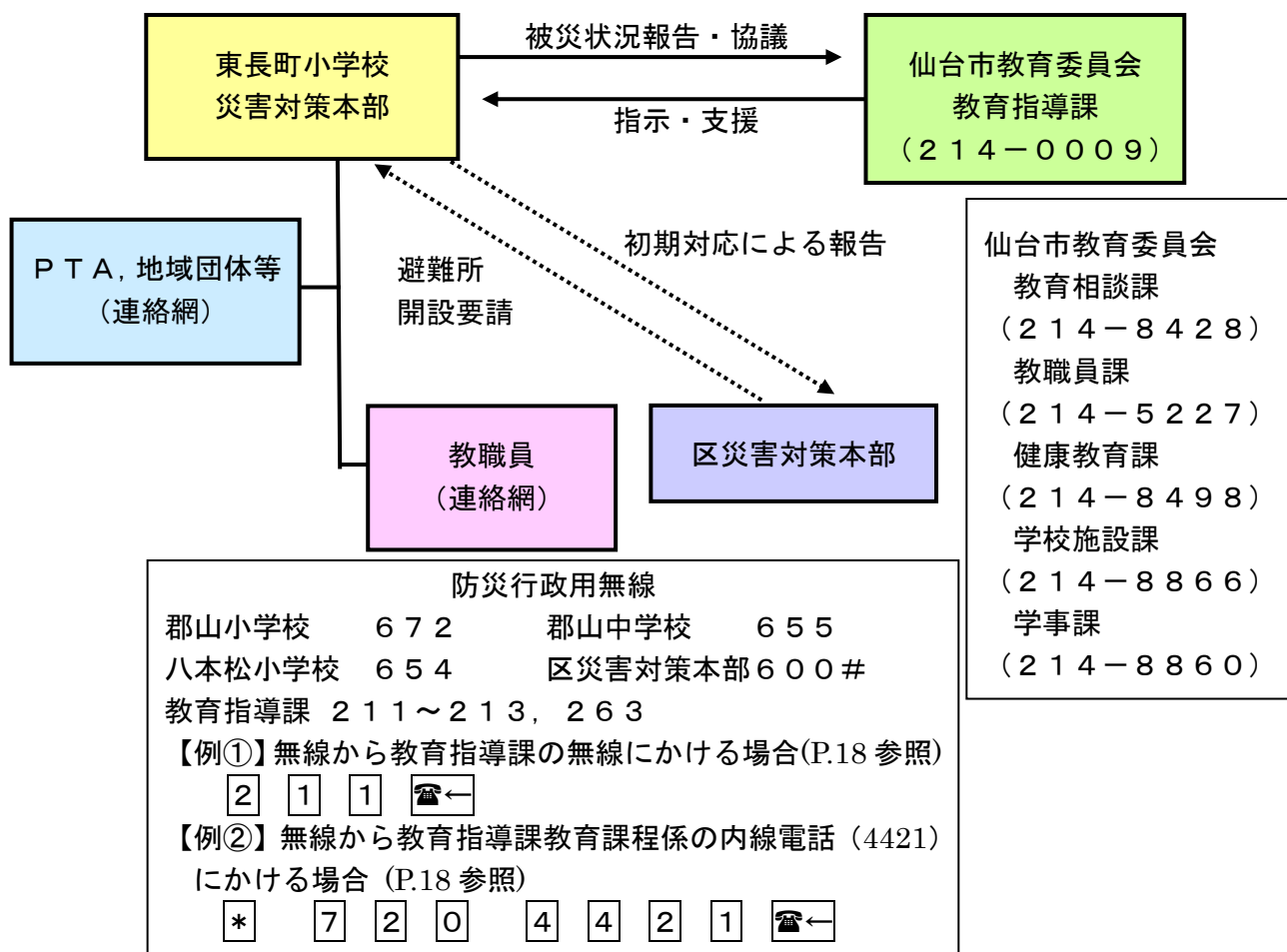
区分・市教委配備	組織体制	配備基準	東長町小学校の 配備体制
情報連絡体制 の強化	情報連絡体制 の強化	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 気象注意報, 警報が発表され, 市内で災害 発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	
警戒配備 総務課長 総務係長 教育指導課長 管理係長 生涯学習課長 企画係長 等	災害警戒本部 体制	※(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に 災害が発生し, 災害の警戒及び応急対策を組 織的に実施する必要があるとき ※(3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき	校長, 教頭 主幹教諭(教務主任) ※(1)について は, 宮城野区, 若 林区, 太白区の国 道4号線仙台バ イパス以東の学 校に限る。 ※(3)について は, 仙台市東部に 発表された場合 は, 市東部の学 校, 仙台市西部に 発表された場合 は, 市西部の学校 に限る。(注1, 2)
非常1号配備 教育局職員の概 ね3分の1の職 員	災害対策本部 体制	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき ※(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報, 暴風雪 特別警報, 大雨特別警報及び大雪特別警報), 高潮特別警報又は波浪特別警報が発表され たとき (4) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に 災害が発生し, かつ, 拡大するおそれがある とき 〔上記特別警報が発表されていない場合〕 (5) 市内に大規模な火災, 爆発その他重大な災 害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	校長, 教頭 主幹教諭, 防災主 任, 学年主任 ※(2)について は, 宮城野区, 若 林区, 太白区の国 道4号線仙台バ イパス以東の学 校に限る。

非常2号配備 教育局職員の概ね3分の2の職員	災害対策本部体制	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	校長、教頭 主幹教諭、防災主任、学年主任、研究主任、生徒指導主任、安全主任、事務職員、栄養士、技師
非常3号配備 全職員	災害対策本部体制	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全教職員

- ◎ 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する。
 - ◎ 円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制の構築や、災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を図っておく。
 - ◎ 警戒配備、非常配備の連絡は、市教委緊急情報ホームページ又は校長用緊急連絡メールシステム等で行う。但し、勤務時間外において警戒配備又は非常配備の基準に該当する災害の発生又は気象警報の発表があった場合は、定められた計画に基づき自主的に参集するものとする。
- (注1) 仙台市東部とは、青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く）を指す。
- 仙台市西部とは、泉区、青葉区宮城総合支所管内、太白区秋保総合支所管内を指す。
- (注2) 土砂災害警戒情報は、発表される範囲が順次拡大するケースが多いので、警戒配備を行っていない学校についても気象情報の収集を積極的に行うこと。

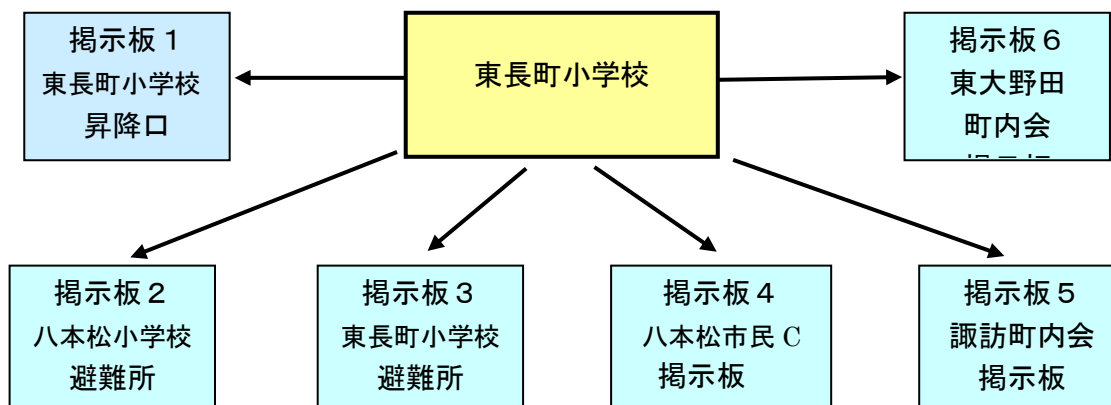
(3) 情報連絡体制

○電話等の通信手段が使えるとき



○電話等の通信手段が使えないときの学校から保護者等への連絡方法

掲示場所を事前に決めておき、掲示により連絡事項を保護者へ伝える



※保護者から学校への連絡については、電話等が使えないときは、「直接学校に来る」「知り合いに伝言を頼む」「手紙(メモ)を学校のポストに入れる」等による。

<学区内および学区周辺の施設>

○学校関係

	施設名	住所（電話番号）	備考
学区内	郡山中学校	郡山5-10-1 (248-0071)	
学区周辺	郡山小学校	郡山字行新田1-1 (249-4672)	
	八本松小学校	八本松1-16-1 (248-3930)	
	県立聴覚支援学校	八本松2-7-29 (248-0648)	

○市民センターやコミュニティセンター等の施設

	施設名	住所（電話番号）	備考
学区内			
	郡山コミュニティセンター	郡山5-7-1」(247-9985)	
学区周辺	八本松市民センター	八本松2-4-20 (246-2426)	

○その他の施設

	施設名	住所（電話番号）	備考
学区内	東長町児童館	校庭北西側 (246-6560)	
学区周辺			

(4) 登下校における非常時の対応

① 登下校中における非常時の児童生徒の避難について

登校前在宅時，又は登下校中に，地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え，校内の対応体制を構築する。

特に，登下校中における非常時の児童生徒の避難については，児童生徒自身の判断に拠ることとなるため，例えば「学校のすぐ近くまで登校している場合は，学校へ避難する。」「自宅を出たばかりの場合は，すぐ帰宅する。」など，家庭内で事前に避難方法を話し合い，検討しておくことが求められる。このことについて，予めPTA役員会やPTA総会等で保護者に依頼するとともに，学校と家庭が児童生徒の避難方法に関する情報を共有しておく。なお，対応について家庭と情報を共有する際は，家庭の事情等に配慮する。

<避難方法例>

登校時

- ・学校のすぐ近くまで登校している場合は，学校へ避難する。
- ・自宅を出たばかりの場合は，すぐ帰宅する。
- ・地域の避難場所（公園等）へ避難する。
- ・津波避難エリア内に**自宅**や通学路がある場合は，近くの津波避難タワーなどに避難するなど。

下校時

- ・学校のすぐ近くにいる場合は，学校へ避難する。
- ・自宅に近い場合は，すぐ帰宅する。
- ・自宅に誰もいないときは，学校や地域の避難所へ避難する。
- ・地域の避難場所（公園等）へ避難する。
- ・津波避難エリア内に**自宅**や通学路がある場合は，近くの津波避難タワーなどに避難するなど。

② 校内の対応体制を構築する際の留意点

近隣の小中学校は，同一の対応を取ることが望ましい。予め非常時の対応について，隣接する学校は互いに打合せを行うとともに，非常時も連絡を取り合うようにする。また，対応について地域と情報を共有し，協力を得られるようにする。

ア 登校前在宅時の対応

登校前在宅時に地震等の**発生や特別警報等の発表があった**場合は，校長の判断もしくは教育委員会の指示により対応を決定し，決定した内容を速やかに保護者に連絡する。

- ・校長の判断もしくは教育委員会の指示により，始業時間の繰り下げを行う。
- ・校長の判断もしくは教育委員会の指示により，臨時**休業**にする。
- ・決定した対応を保護者へ連絡する。（電話，一斉メール配信，学校ホームページ等で）
- ・通学路の安全確認を行う。
- ・児童生徒の安否確認及び安全確保を行う。

イ 登校中の対応

- ・登校中の児童生徒の安否確認及び安全確保を行う。

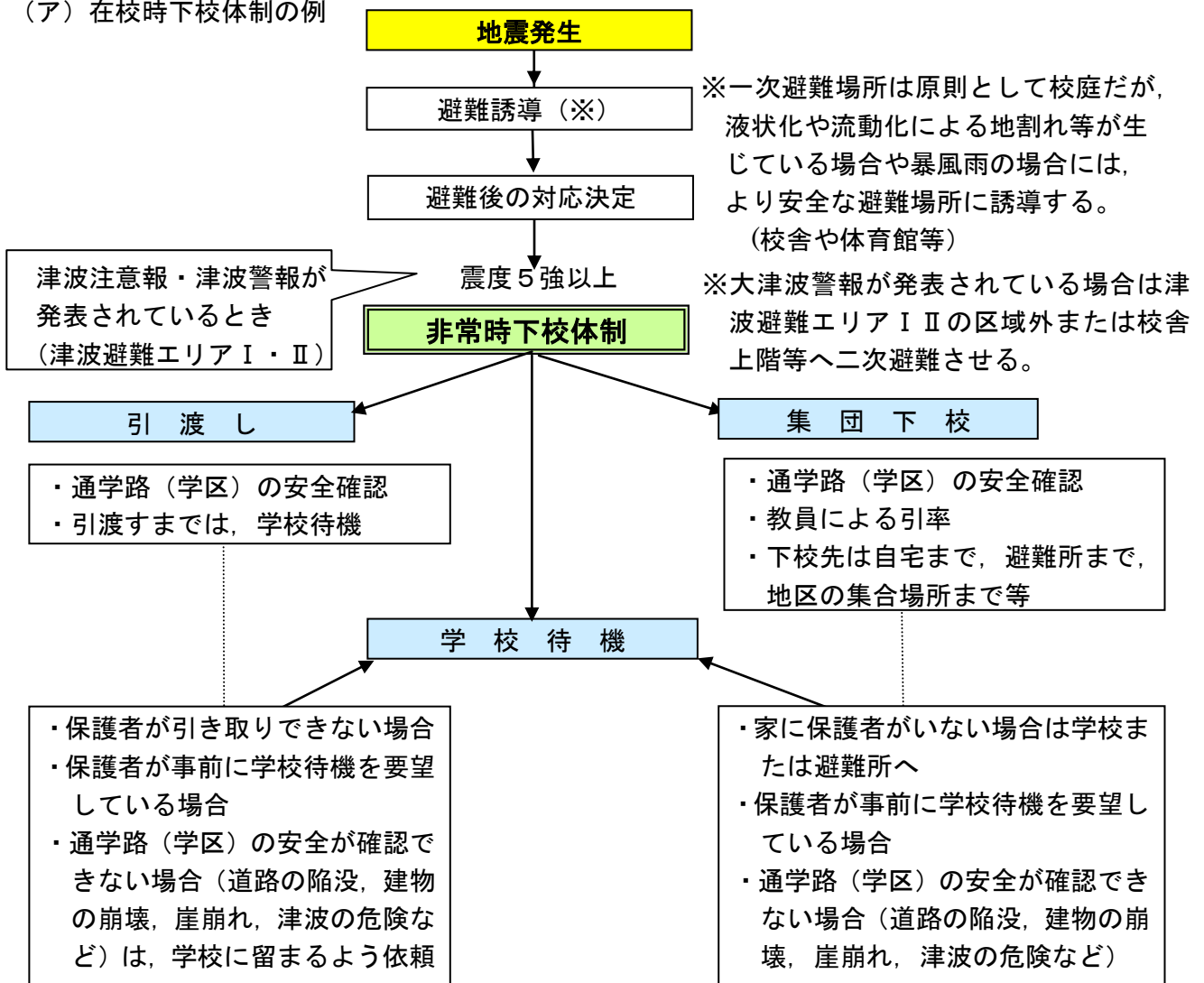
ウ 下校中の対応

- ・**下校中**の児童の安否確認及び安全確保を行う。

(5) 非常時における在校時下校体制

- ・市内いずれかの地域で震度5強以上の地震が観測されたときには、全校で学校待機・引渡し・集団下校など通常とは異なる方法で下校させる
- ・震度5弱以下の場合には、各学校の計画に拠る
- ・(可能であれば) 決定した対応を保護者へ連絡(電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で)

(ア) 在校時下校体制の例



(イ) 事前の保護者との確認

各学校の非常時下校体制について

- ・引渡し方法・場所、集団下校の方法などについて
- ・引渡し、集団下校、学校待機等の保護者の要望
- ・引渡しカードの作成

(ウ) 家庭内での確認事項

- ・通学経路について(集団下校時の経路)
- ・引渡しの場所
- ・避難所や家族の集合場所
- ・非常時伝言ダイヤル等による連絡方法 など

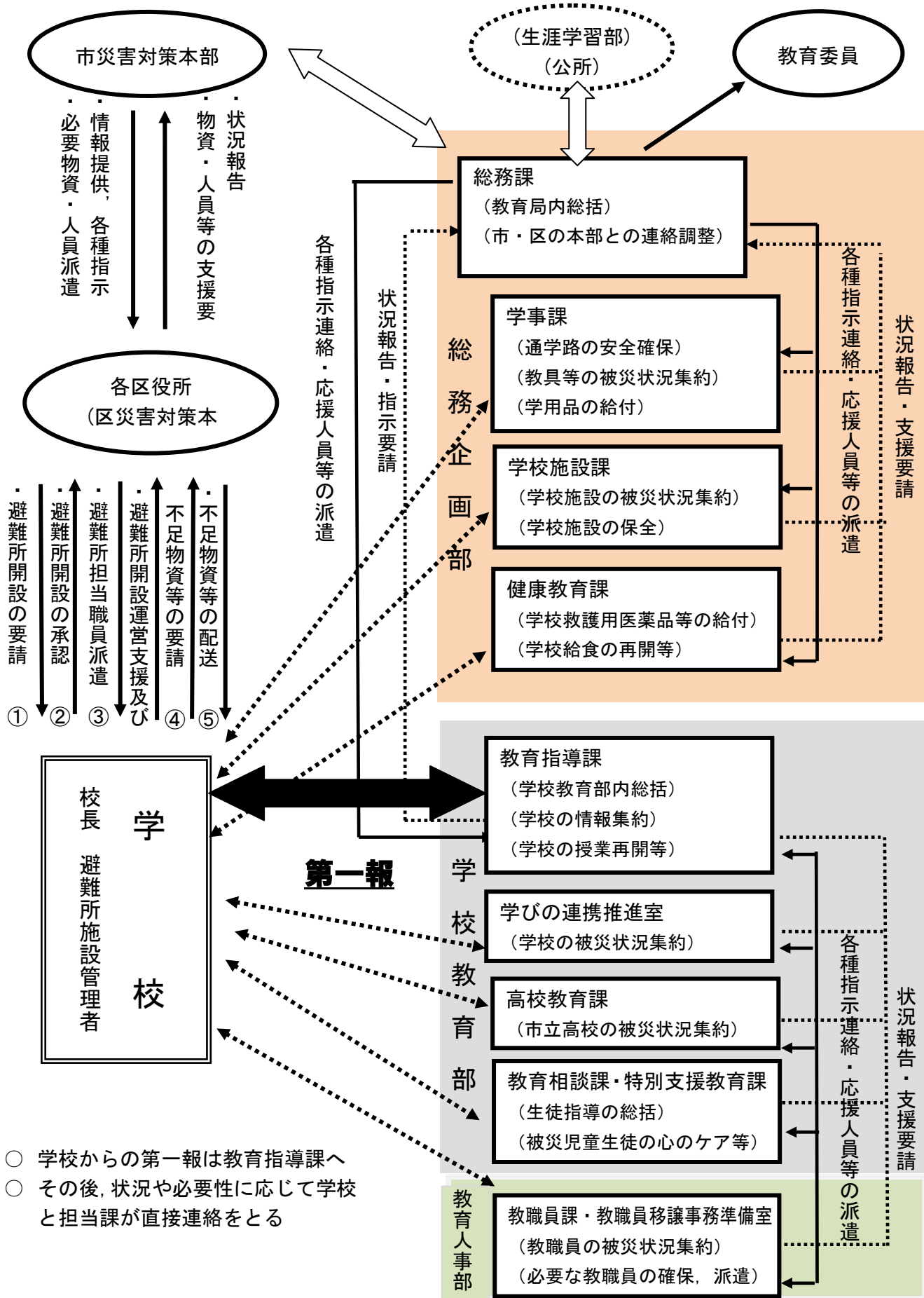
(6) 緊急連絡用(引き渡し)カード(30年度から使用・記入例)

仙台市立東長町小学校

平成 30 年度 引き渡しカード						
1年1組40番	児童名	東小 太郎				
	保護者名	東小 一郎				
住所	〒 太白区郡山9-9-9					
緊急連絡先	自宅 TEL ()	自宅以外の連絡先 (名称・TEL)				
	携帯 TEL ()					
本校在学の兄弟等	年 組	年 組	年 組	年 組	年 組	年 組
緊急時の引受人 (学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)						
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	迎えに要する時間	引受確認	
1					月 日	月 日
2					月 日	月 日
3					月 日	月 日
4					月 日	月 日
5					月 日	月 日
引渡し場所	校庭 体育館 教室 その他 ()					
備考						

※このカードは学校で管理し、「引渡し(訓練も含む)」以外の目的で使用することはありません。

(7) 教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー



(8) 非常配備時の学校被害状況報告 FAX 送信票 様式

FAX送信票

FAX 番号 264-4437

被害状況報告

受信者	仙台市教育局 教育指導課長 宛
送信日時	月 日 時 分
送信者	学校番号 () 学校名() 学校) 職名 () 氏名 ()
被害報告	被害状況(どちらかに☑) <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ※異常ありの場合は、確認できる範囲内で簡潔に記入願います。 (例) 窓ガラス破損 3枚 その他

(9) 防災行政用無線から教育指導課への連絡方法

各学校に配置されている防災行政用無線による教育委員会との連絡について、無線から無線へかける方法と無線から内線電話へかける方法があります。

① 無線から無線へのかけ方

(ア) 呼出番号入力

～、を押して、相手局の呼出番号（3桁又は5桁）を入力する。

※呼出し番号：教育指導課1（211）、教育指導課2（212）、教育指導課3（213）、
教職員課（214）、学校施設課（215）、教育指導課携帯機（263）

(イ) 発信

を押して、相手局を呼び出す。

(ウ) 画面に **通話中** と表示されたら通話ができる。通話が終わったら を押す。

② 無線から教育委員会の内線電話へのかけ方

(ア) 呼出番号入力

を押す。次に教育局の庁舎番号「720」を入力する。続けて内線番号（4桁）を入力する。

【例】無線から教育指導課教育課程係の内線電話（4421）にかける場合

(イ) 発信・通話

を押して、内線電話を呼び出す。相手が応答すると通話ができる。通話が終わったら を押す。

※ 上でお示しした通話方法は、減災推進課より配布されている「防災行政用無線 無線装置操作ガイド」にも記載されている。

③ 教育委員会の緊急連絡先の内線番号（抜粋）と報告内容

災害発生時の被害状況等は教育指導課に所定のFAX送信票（P. 16参照）で報告することとしているが、停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線から教育指導課の内線電話を利用して報告する。連絡の混雑緩和のため、下記の該当の内線番号に報告する。

(ア) 幼稚園，小学校（学校番号1～63）・・・*7204421，*7204423

(イ) 小学校（学校番号64～127）・・・*7204424，*7204425

(ウ) 中学校，高校，特別支援学校，中等教育学校・・・*7204427，*7204429

報告内容

学校番号 学校名 報告者職・氏名

被害状況《なし・あり（ ）》

※ 被害ありの場合は、児童生徒・教職員、施設設備等の簡潔に報告する。

(参考)

学校施設課 *7204331

教職員課 *7204324，*7204325，

*7204327，*7204328